

令和6年守山市議会9月定例会月会議提出予定議案

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	0 件
認定案件	9 件	諮問案件	3 件
予算案件	4 件	推薦案件	— 件
条例案件	5 件	提出案件計	22 件
人事案件	1 件	(報告案件)	4 件

提出日 令和6年9月4日

2 議案概要

【認定第1号】 令和5年度守山市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	38,158,799千円
歳出決算総額	37,355,142千円
歳入歳出差引額	803,657千円
翌年度へ繰越すべき財源	148,425千円
実質収支	655,232千円

【認定第2号】 令和5年度守山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	6,739,167千円
歳出決算総額	6,717,693千円
歳入歳出差引額	21,474千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	21,474千円

【認定第3号】 令和5年度守山市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	70,776千円
歳出決算総額	65,809千円
歳入歳出差引額	4,967千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	4,967千円

【認定第4号】 令和5年度守山市育英奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	19,830千円
歳出決算総額	17,520千円
歳入歳出差引額	2,310千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	2,310千円

【認定第5号】 令和5年度守山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

<保険事業勘定>

歳入決算総額	5,824,429千円
歳出決算総額	5,749,587千円
歳入歳出差引額	74,842千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	74,842千円

<サービス事業勘定>

歳入決算総額	36,293千円
歳出決算総額	36,293千円
歳入歳出差引額	0千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	0千円

【認定第6号】 令和5年度守山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	1,071,694千円
歳出決算総額	1,069,153千円
歳入歳出差引額	2,541千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	2,541千円

【認定第7号】 令和5年度守山市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	1,464,348,459円
支出決算額	1,341,424,048円
資本的収入決算額	418,300,000円

支出決算	862,550,892円
当年度純利益	122,924,411円
当年度未処分利益剰余金	309,844,454円

【認定第8号】 令和5年度守山市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	2,150,812,938円
支出決算額	2,144,072,514円
資本的収入決算額	854,741,700円
支出決算額	1,747,018,667円
当年度純利益	6,740,424円
当年度未処分利益剰余金	6,740,424円

【認定第9号】 令和5年度守山市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	407,152,373円
支出決算額	524,704,555円
資本的収入決算額	281,855,298円
支出決算額	391,809,758円
当年度純損失	127,975,155円
当年度未処理欠損金	1,527,078,107円

【議第43号】 令和6年度守山市一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 513,000千円 （補正後の額 36,436,387千円）

【議第44号】 令和6年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 34,991千円 （補正後の額 6,946,991千円）

【議第45号】 令和6年度守山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

<保険事業勘定>

歳入歳出補正額 70,439千円 （補正後の額 6,175,439千円）

【議第46号】 令和6年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 1,018千円 （補正後の額 1,204,018千円）

【議第47号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) これまで特定行政庁のみで行っていた計画通知の審査・検査等を指定確認検査機関でも行えるものとする建築基準法の一部改正に伴い、本市条例で手数料を定めている中間検査、完了検査等の根拠法に引用条項ずれが生じたため、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 第14次地方分権一括法による建築基準法の一部改正の施行の日

【議題48号】 守山市立保育園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 待機児童対策に当たって、吉身保育園本園の定員を超えた受入拡充や、今後、保育園の計画的な整備を予定しているため、暫定措置として開設していた吉身保育園分園を廃止するにつき、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

【議第49号】 守山市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日から被保険者証の発行が廃止されるため、被保険者証の返還に応じない者に対する過料に係る罰則規定を削除するもの

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和6年12月2日

(2) 経過措置

施行日前行った被保険者証の返還指示および現に交付されている被保険者証に対する施行日以後の返還指示に応じない者には、従前の例により過料を科す。

【議第50号】 守山市都市公園条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 利用者の利便性向上を図るため、守山市民運動公園屋外施設に係る照明の使用時間および利用料金について、必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市民スポーツ広場

現行

区分	午前6時から午後6時まで 1コーナー1時間につき	午後6時から午後9時まで (夜間照明施設の使用を含む。) 1コーナー3時間につき
日曜日、土曜日 および休日	190円	3,300円
その他の日	140円	2,200円

改正後

区分	夜間照明施設を使用しない場合 午前6時から午後6時まで 1コーナー1時間につき	夜間照明施設を使用する場合 午後5時から午後9時までの間 1コーナーにつき	
		3時間以内の 利用の場合	4時間の利用 の場合
日曜日、土曜日 および休日	190円	3,300円	4,400円
その他の日	140円	2,200円	2,940円

(2) 守山市民運動公園ソフトボール場

現行

区分	午前6時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで (夜間照明施設の使用を含む。) 3時間につき
日曜日、土曜日 および休日	490円	5,600円
その他の日	340円	3,700円

改正後

区分	午前6時から午後9時まで 1時間につき	
	夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
日曜日、土曜日 および休日	490円	1,870円
その他の日	340円	1,240円

(施行期日) 令和6年11月1日

【議第51号】 守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、笠原産業用地地区計画を策定し地区整備計画を定めることに伴い、当該地区整備計画で定めている建築物に関する制限について、その実効性を担保するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 笠原産業用地地区整備計画区域の建築物に関する規定を追加する。

ア 地区整備計画の名称

笠原産業用地地区整備計画

イ 用途の制限

建築することができる建築物を定める。

(7) 工場、研究所または倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）の用途に供する建築物

(イ) 建築基準法別表第2(イ)項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物

(ウ) (7)および(イ)の建築物に附属するもの

(エ) (ア)、(イ)および(ウ)に類する建築物で笠原産業用地の土地利用に適合すると市長が認めたもの

ウ 建築物の容積率の最高限度

10分の20

エ 建築物の建ぺい率の最高限度

10分の6

オ 建築物の敷地面積の最低限度

5,000平方メートル。ただし、イ 用途の制限中(ア)以外の建築物は、この限りでない。

カ 壁面の位置の制限

建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から地区計画区域の境界線および県道近江八幡守山線の道路境界線までの距離 10メートル以上。ただし、守衛室、物置、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下の建築物については、この限りでない。

キ 高さの最高限度

25メートル。ただし、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から地区計画区域の境界線までの距離が15メートルを超える建築物（当該建築物の敷地面積が4ヘクタール以上である場合に限る。）については、この限りでない。

(施行期日) 公布の日

【議第52号】 守山市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるもの

よし だ いく お
吉 田 郁 雄（矢島町在住）（再任 2期目）

任期 令和6年10月1日から（4年間）

【諮問第2号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

なか い ひで お
中 井 英 雄（伊勢町在住）（再任 4期目）

任期 令和7年1月1日から（3年間）

【諮問第3号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

藤 木 好 美（矢島町在住）（再任 5期目）
任期 令和7年1月1日から（3年間）

【諮問第4号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

今 井 知 春（水保町在住）（再任 4期目）
任期 令和7年1月1日から（3年間）

【報告第14号】 令和5年度健全化判断比率および資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、報告するもの

実質赤字比率	— [比率なし]（—）
連結実質赤字比率	— [比率なし]（—）
実質公債費比率	3.7%（4.5%）
将来負担比率	13.4%（—）
資金不足比率	— [比率なし]（—） ※（ ）は令和4年度実績

【報告第15号】 令和5年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第16号】 令和5年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第17号】 専決処分の報告について

令和6年7月5日に守山市小島町地先で発生した道路陥没による車両物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金5,400円